

約款規定例 新旧対比表

以下のとおり、約款規定（下線箇所）を改定します。

※以下は対象約款の一部を抜粋したものです。また、ご加入の保険種類によっては、新旧対比表と条番号が異なる場合等があります。

[改定内容]

・主契約の保険金支払後も J ワイド特約 P l u s のみで保障を継続する場合において「不要となる特約が消滅すること」および「不要となる規定が適用されなくなること」を規定します。

[約款規定例／新旧対比表]

①健康体割引特約（重大疾病保障保険用）

改定後	改定前
<p>第 6 条 特約の消滅</p> <p>① 次のどれかに該当した場合には、この特約は、それぞれの時に消滅します。</p> <p>（１） 主契約が消滅した場合には、主契約が消滅した時 <u>（備－１）</u></p> <p>（２） 省略</p> <p>（３） （柱書き省略） （ア）～（イ）省略</p> <p>（ウ） 保険契約者または被保険者 <u>（備－２）</u> が、変換後契約の締結の際に、当社が告知を求めた事項について、故意または重大な過失によって、事実を告げなかった場合または事実でないことを告げた場合で、主約款の告知義務違反に係る規定が適用され変換後契約の一部が解除されたとき</p> <p>（エ） 省略 （第②項省略）</p> <p>第 6 条 備考</p> <p><u>（備－１） 無配当重大疾病治療給付特約（軽度状態保障・複数回保障付無解約払戻金型）の「主契約の重大疾病保険金が支払われた場合の特別取扱」の規定により、重大疾病保険金の支払後も主契約が継続する場合を含みます。この場合、この特約は、主契約の重大疾病保険金の支払事由が発生した時に消滅するものとします。</u></p> <p><u>（備－２） 保険契約者または被保険者の親権者または後見人を含みます。</u></p>	<p>第 6 条 特約の消滅</p> <p>① 次のどれかに該当した場合には、この特約は、それぞれの時に消滅します。</p> <p>（１） 主契約が消滅した場合には、主契約が消滅した時</p> <p>（２） 省略</p> <p>（３） （柱書き省略） （ア）～（イ）省略</p> <p>（ウ） 保険契約者または被保険者 <u>（備－１）</u> が、変換後契約の締結の際に、当社が告知を求めた事項について、故意または重大な過失によって、事実を告げなかった場合または事実でないことを告げた場合で、主約款の告知義務違反に係る規定が適用され変換後契約の一部が解除されたとき</p> <p>（エ） 省略 （第②項省略）</p> <p>第 6 条 備考</p> <p style="text-align: right;">（新設）</p> <p><u>（備－１） 保険契約者または被保険者の親権者または後見人を含みます。</u></p>

②年金支払特約

改定後	改定前
<p>第 1 4 条 特約の消滅</p> <p>① 次の（１）から（５）のどれかに該当した場合には、この特約は、それぞれの時に消滅します。</p> <p>（１） 主契約が保険金等の支払以外の事由によって消滅した場合には、主契約が消滅した時（備－１）</p> <p>（（２）～（５）省略） （第②項省略）</p> <p>第 1 4 条 備考 （備－１） <u>無配当重大疾病治療給付特約（軽度状態保障・複数回保障付無解約払戻金型）の「主契約の重大疾病保険金が支払われた場合の特別取扱」の規定により、重大疾病保険金の支払後も主契約が継続する場合で、主契約の重大疾病保険金についてこの特約による年金の支払を行なわなかったときを含みます。この場合、この特約は、主契約の重大疾病保険金の支払事由が発生した時に消滅するものとします。</u></p> <p>第 2 6 条 <u>重大疾病保険金の支払後も主契約が継続する場合において重大疾病保険金の年金の支払を行なうときの取扱</u> 無配当重大疾病治療給付特約（軽度状態保障・複数回保障付無解約払戻金型）の「主契約の重大疾病保険金が支払われた場合の特別取扱」の規定により、重大疾病保険金の支払後も主契約が継続する場合で、主契約の重大疾病保険金についてこの特約による年金の支払を行なうときには、<u>第 1 3 条第①項、第 1 4 条第①項（１）、第 1 5 条、第 1 6 条、第 1 7 条、第 2 3 条第①項および第 2 4 条の規定を適用しません。</u></p> <p>第 2 7 条 主契約の普通保険約款の規定の準用 この特約に特に規定のない事項については、その性質に反しない限り、主約款（備－１）の規定を準用します。</p> <p>第 2 7 条 備考 （備－１） 主契約に適用されている特則を含みます。</p>	<p>第 1 4 条 特約の消滅</p> <p>① 次の（１）から（５）のどれかに該当した場合には、この特約は、それぞれの時に消滅します。</p> <p>（１） 主契約が保険金等の支払以外の事由によって消滅した場合には、主契約が消滅した時</p> <p>（（２）～（５）省略） （第②項省略）</p> <p style="text-align: right;">（新設）</p> <p style="text-align: right;">（新設）</p> <p>第 2 6 条 主契約の普通保険約款の規定の準用 この特約に特に規定のない事項については、その性質に反しない限り、主約款（備－１）の規定を準用します。</p> <p>第 2 6 条 備考 （備－１） 主契約に適用されている特則を含みます。</p>

③契約変換に関する特約

改定後	改定前
<p>第 6 条 特約の消滅 主契約が消滅した場合（備－1）には、この特約は消滅します。</p> <p>第 6 条 備考 （備－1） 無配当重大疾病治療給付特約（軽度状態保障・複数回保障付無解約払戻金型）の「主契約の重大疾病保険金が支払われた場合の特別取扱」の規定により、重大疾病保険金の支払後も主契約が継続する場合で、その無配当重大疾病治療給付特約（軽度状態保障・複数回保障付無解約払戻金型）がこの特約による変換後の特約でないときを含みます。</p>	<p>第 6 条 特約の消滅 主契約が消滅した場合には、この特約は消滅します。</p> <p style="text-align: right;">（新設）</p>

④重大疾病保障保険の契約者貸付の取扱に関する特約

改定後	改定前
<p>第 5 条 特約の取消・無効・失効・消滅 主契約が取り消され、無効となり、効力を失いまたは消滅した場合には、この特約も、同時に取り消され、無効となり、効力を失いまたは消滅します。（備－1）</p> <p>第 5 条 備考 （備－1） 無配当重大疾病治療給付特約（軽度状態保障・複数回保障付無解約払戻金型）の「主契約の重大疾病保険金が支払われた場合の特別取扱」の規定により、重大疾病保険金の支払後も主契約が継続する場合を含みます。この場合、この特約は、主契約の重大疾病保険金の支払事由が発生した時に消滅するものとします。</p>	<p>第 5 条 特約の取消・無効・失効・消滅 主契約が取り消され、無効となり、効力を失いまたは消滅した場合には、この特約も、同時に取り消され、無効となり、効力を失いまたは消滅します。</p> <p style="text-align: right;">（新設）</p>

以上